

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年10月21日第15回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員  
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美  
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義  
(選任) 日高信行・戸田和代・久保田純一・石堂季男
3. 欠席委員  
(公選) なし  
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 議案第3号 非農地証明について  
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事  
(議長)ただいまから、平成27年第15回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番上妻委員、11番日高信行委員を指名します。  
(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
(委員)異議なし。  
(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。  
(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。  
(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数5件、筆数7筆、面積11,842㎡、畑6,820㎡、田5,022㎡。使用貸借権、件数1件、筆数1筆、面積6,311㎡。畑。合計で件数6件、筆数8筆、面積18,153㎡、畑13,131㎡、田5,022㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。  
(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の11番日高信行委員の説明をお願いします。

(11 番委員)はい、11番日高信行でございます。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る10月9日、午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積626㎡です。譲渡人、住所は中種子町納官〇〇〇〇番地5、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が農業廃止、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇〇の国道を挟んで真東の高台の圃場整備地区です。その〇〇〇〇前の国道より東へ入り込む農道がございます。約250m 坂道を上がりますと、右手の道路脇に〇〇〇〇さんのきび畑がございます。その奥で南側に位置する東西に細長い圃場がございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい、7番戸田です。それでは議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る10月14日、午前10時、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積970㎡。大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積1,861㎡です。譲渡人が住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇14番1号、〇〇〇〇さん。譲受人が住所 西之表市〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、新空港に向かって走って行きますと、古房を通過しまして、〇〇〇〇集落を通過しますと、〇〇〇〇〇〇の十文字に突き当たります。その〇〇〇〇の家の真裏の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を、宜しくお願いをいたします。それと〇〇〇〇さんは弟さんで、〇〇〇〇さんがお姉さんになるということで、お姉さんの方に今度、所有権移転をするということでございます。宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位3について、担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)9番、久保田です。議案第1号第1項順位3について説明いたします。去る10月12日、午前10時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-22、地目畑、面積2,555㎡です。譲渡人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地13、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、十六番線、〇〇〇〇の〇〇〇〇より西へ〇〇〇〇地域の中央部でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。以上でございます。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)議案第1号第1項順位4について説明いたします。去る10月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は、大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積2,443㎡。もう一筆は大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積2,579㎡です。譲渡人は、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地20、〇〇〇〇さん。譲受人は、住所中種子町野間〇〇〇〇番地12、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましても、〇〇〇〇集落内の〇〇〇〇から〇〇集落へ農道がありますけれども500m程行きますと、〇〇さんのお宅があります。そこから30m程、東の方へ進んだ道の終わったところの圃場になります。現在はでんぷん原料用さつまいもを栽培しておりました。調査の結果、労働力、農業用機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われれます。〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係ですけれども、義理の父と婿という関係になります。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位5について、担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番小山田でございます。議案第1号第1項順位5について説明をいたします。去る10月15日、12時30分、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積808㎡です。譲渡人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、国道58号線を南種子方面に走りますが、〇〇集落を過ぎまして、〇〇方面に向かいますと、上り坂になっております。その坂を上りきって右側に〇〇〇〇の方へ行く道路がございますが、それをまっすぐ1km程行きますと、交差点4本目ですけれども、〇〇〇〇の鉄柱が建っております。そこを右に行きますと、150m程行けば、本人の〇〇〇〇さんの倉庫が建っております。その敷地内の倉庫の前の畑でございます。その畑にさとうきびのポット苗の育苗をするということでした。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を、宜しく願いいたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのおじさんになるようです。以上でございます。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第2項順位1について、担当調査委員の3番雨田委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、雨田です。3条農地貸し借りの聞き取り調査と現地調査の説明をいたします。議案第1号第2項順位1について説明いたします。去る10月16日、借人、〇〇〇〇〇〇の〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査をいたしました。現地に同行した人は調査立ち合い人に事務局と、農業委員濱脇会長、担当雨田、本人の〇〇さんでした。土地の所在ですけれども、大字田島、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-10、地目畑、面積6,311㎡です。貸人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地4、〇〇〇〇さんです。借人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については無償ということで3年間の使用貸借権の設定です。場所については、田島の〇〇〇〇のところを

〇〇〇〇線にずっと上がっていきますと、〇〇〇〇の公民館の手前〇〇 m くらいのところから左に入って行きますと、約 300m くらい行ったところの道下の畑です。現在は、さとうきびを植え付けております。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様の審議を、宜しく願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、事務局から補足です。まず、資料の中で、家族構成のところに4と入れておりますけど、これは構成員のことになります。労働に当たる人が3名ということで表記をしておりますので、そのようにお願いいたします。あと、〇〇〇〇〇〇ですけど、今回農業生産法人の申請がありまして、そこで使用貸借を行い、これを使って農業生産法人としていくという方向で申請が上がっております。その代表の〇〇〇〇さんと立ち合いを行っております。以上です。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(10 番委員)はい。10番上妻です。

(議 長)はい、どうぞ、10番。

(10 番委員)この代表の〇〇さんは何をつくってますか。さとうきび？さつまいも？安納芋？

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、代表が〇〇〇〇さんになっているだけであって、〇〇さんが何をしているかということではございません。〇〇〇〇〇〇ということ、今回の農地につきましては、さとうきびを栽培していくということで上がっております。以上です。

(10 番委員)はい。

(議 長)はい、どうぞ、10番。

(10 番委員)10番、上妻です。農機具等はあるんですか。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい、農機具につきましては確保しておりました。十分作業はできる方向で見えております。以上です。

(11 番委員)はい。

(議 長)はい、どうぞ、11番。

(11 番委員)この〇〇さんは以前は〇〇〇〇に勤めていたと思うんですけども、退職をされての〇〇〇〇〇〇設立ですか。

(事務局)はい。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)退職をして、〇〇〇〇〇〇を設立しております。

(11 番委員)わかりました。

(議 長)他に質疑ありませんでしょうか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位5第2項順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1から順位5，使用貸借権順位1については，許可することに決定します。

(議長)次に，日程第4，議案第2号，農地法第5条申請についてを議題とします。第1項順位1について，担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい，9番久保田です。議案第2号第1項順位1農地法第5条申請について説明いたします。申請人，譲受人，〇〇〇〇。住所 中種子町増田〇〇〇〇番地。譲渡人 〇〇〇〇。住所 中種子町増田〇〇〇〇番地1。申請農地の表示，大字増田，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番地3，地目畑，地積498㎡，転用目的一般住宅。大字増田，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番地5，地目畑，地積108㎡，転用目的通路。面積が合計606㎡でございます。申請理由が，現在借家住まいのため，父より申請地を譲り受け，自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域外，農振農用地内，2種農地，その他の農地。棟数，面積等，居宅142.25㎡，倉庫40㎡，通路108㎡，計182.25㎡でございます。これには通路は計には入っておりません。建ぺい率30.07%。この案件につきましては，先般10月15日，午後1時50分より，雨田委員，日高信行委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん，〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所については，〇〇集落の〇〇〇の上の〇〇〇〇さんの家を通った〇〇m上でございます。この案件は申請人が現在，借家住まいのため，父より申請地を譲り受けて，自己の住宅を建築したいとのことで出されました。また，地積については，建物面積のほか，通路の面積が加わり，許可基準である，おおむね500㎡を超えておりますが，町道との勾配を考慮すると，通路が必要となる落差があり，やむおえないところでありました。申請には，その理由書も添付されています。農振除外についても，問題はないであろうとのことでした。現地で検討した結果，町道には側溝もあり，周囲は山林及び譲渡人所有の畑であり，転用による，周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(委員)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号、第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、農地法第5条申請についての第1項順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に日程第5、議案第3号非農地証明についてを議題とします。第1項順位1について、担当調査員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番下村です。議案第3号第1項順位1非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇。地目畑。地積677㎡。現況地目は雑種地になっております。所有者〇〇〇〇さん。住所 神奈川県〇〇〇〇〇〇〇番地4〇〇〇〇202。現況地目となった経過およびその事由等、土地登記簿の地目は畑であるが、平成12年頃から耕地として利用せず現状は雑種地となっております。場所といたしましては〇〇〇〇手前を横町線に向かいまして、〇〇〇〇があります。そこを200m行きますと、〇〇〇に入りますが、その入る手前の〇〇の畑でございます。この案件につきましては先般10月15日、午後1時30分より、日高信行委員、久保田委員、事務局、申請人の代理者である〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。申請理由は登記地目は畑であるが、平成12年頃から耕地として利用せず、雑種地となっており、この申請になりました。また、この畑は昭和52年に圃場整備を行った際、誤って合併閉鎖され、地番が付かないまま、放置されておりましたが、今回、土地改良区との話し合いがなされ、復元されました。途中、町道が整備され、面積も狭い、生産性のない農地となり、道路との高低差もあって、水はけも悪く、徐々に埋め立てられ、現在の雑種地になっていきました。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議を、宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(10番委員)はい。

(議長)10番どうぞ。

(10番委員)10番上妻です。この今の非農地で上がっている土地は〇〇さんが現在借りてるわけですね。いずれは〇〇さんが買うのでは、売買す

るわけでしょ。だいたい売買が成立していると聞いているものだから。

(9番委員)はい。

(議長)どうぞ。

(9番委員)土地改良区の中でちょっと問題になりまして、登記上で欠番になった地番が〇〇さんの土地でございます。今回の中でおきまして、これを復元するためには、土地改良区が、その中に入って、するべきであろうと、土地改良区の理事会でも決定し、このような運びになったわけです。そういうかたちで本当に申し訳なく思っております。

(10番委員)はい。10番です。

(議長)10番、もう一度、どうぞ。

(10番委員)現在の雑種地は〇〇さんが借りてるわけですよ現在ね。その畑に駐車して。それで私の聞いた話では、これはこれでいいんですけども、将来は売買するんじゃないかなと思って、そういう話を聞いたものだから。売り買いをすると。だからそういうのはどうしたものかなと。

(議長)事務局どうぞ。

(事務局)事務局です。事務局といたしましては今回、〇〇〇さんが、今の農地の現状が雑種地であるということで、申請が出されたものでありまして、その売買とかそういったものにつきましては、こちらとしては把握はしてございません。以上でございます。

(10番委員)はい。わかりました。

(議長)いいですか。

(10番委員)はい。

(3番委員)議長。

(議長)3番。

(3番委員)3番雨田です。雑種地で今まで名義が土地の番号が付いてなかったと、空白だったということで、〇〇さんは、空白のところは今自動車置き場にしているけども、要するにここに上がってくる、雑種地というのはおかしいんじゃない。現状から見たときに、要するに土地のこういうのを非農地とかいろいろな農地のあれをいう時には、現状がどうなっているかということも把握しながら調査をするのが私は、これは当然だろうと思うんですけども、〇〇さんは、〇〇さんの畑でもあるけども、さっき、〇〇〇さんが言った、番号は付いてなかったと。要するにめくらの土地であったということで、〇〇さんはいいだろうと思ってあそこに駐車場をしたんだろうけども、今回この雑種地で上がってくるというのはちょっとおかしいんじゃない。どうしたもんですか、これは。

(12番委員)要するに、いいですか。

(議長)はい、どうぞ。

(12番委員)要するに、〇〇さんは借りたかったけれど、地番がはっきりしないから、できなかったわけ。今まで。

(3番委員) 3番です。

(議長) はい。

(3番委員) それはわかるのよ。わかるけども、現在は雑種地じゃないから、土地の名義が付いてきたんだから、農地ですよ。土地の番号がもう付いたんでしょ。ここにほら番号が書いてあるから。

(議長) 事務局、もう一度お願いします。

(事務局) 雨田委員のおっしゃる、雑種地というのはですね、もともとは農地であったということでおっしゃられてるのかもしれませんが、駐車場とかそういったものの地目というのは雑種地というかたちで表記をされますので、今回そういった表記で申請が出されたということでございます。

(3番委員) わかりました。

(議長) はい、他に質疑はありませんでしょうか。

(委員) ありません。

(議長) それでは質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の第1項順位1については、許可することに決定しました。

(議長) 次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の6頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について。平成27年10月30日を公告日とする利用権設定、賃貸借権1件、筆数1筆、面積1,813㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の5頁から8頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第15回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者